

令和5年1月24日

建設業者団体ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

平素より、大変お世話になっております。

東日本大震災に伴う建設業関係事務の特例（営業所の仮移転に係る特例）に関しては、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について（令和3年3月11日付け地方整備局等あて（都道府県参考送付）事務連絡）」により、令和5年3月末をもってその取扱いが終了する予定ですが、今般、被災地の状況等を鑑み、本特例について更に延長することとし、別添の通り地方整備局等あて事務連絡を発出しているところです。

（都道府県あて参考送付。）

つきましては、本特例について、添付の事務連絡をご参照の上、貴団体傘下の事業者あて周知にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課